

改装工事に着手する前に必要な

●建築確認申請の必要な工事ではありませんか

特殊建築物（※）に用途変更して、その面積が200㎡をこえる場合は、工事前に建築確認申請を行って、審査機関のチェックを受ける必要があります。
 建築確認申請の対象とならない小規模の用途変更工事、一般的な改装工事においても違法な工事とならないよう注意する必要があります。

●消防法に基づく届出や検査を行っていますか

ア) 消防用設備の工事を行う場合は、着工の10日前までに消防設備士が消防署に届け出る必要があります。
 イ) 消防用設備を設置した時は、消防署の検査を受ける必要があります。
 ウ) 防火対象の建物は、使用開始の7日前までに届け出て消防署の検査を受ける必要があります。（防火対象かどうかは、各消防署の指導係にお問合せください）

※特殊建築物・・・映画館、劇場、病院、ホテル、旅館、保育所、学校、物品販売店、遊技場、展示場、バー、キャバレー、飲食店、共同住宅、駐車場、自動車修理工場等の用途を含む建物

ちょっとした改装でも法に違反することがあります

安易に工事でしまいそうなのですが、建築基準法や消防法の理解不足から法に違反する工事を行ってしまい、火災等が起これば、避難や防火上危険な状況になることが予想される建物が多く見受けられます。こうしたことにならないよう、建物の用途変更のときや内装工事をおこなうときは特に注意が必要です。

